

令和4年度「建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）」アフターフォロー質問と回答

No	頁	質問	回答
1	74	<p>凡例に「排煙上有効な開口部（常開）」とあるが、直接外気に接する排煙口と連動して排煙上有効な開口部が随時開放される場合も適用は可能か。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
2	その他	<p>令第126条の3の排煙設備の構造については、第1項第六号に閉鎖状態を保持しとあるが、建築基準法研究会編「建築基準法質疑応答集」によると、その目的は非常時に煙の充満している防煙区画の排煙口のみを開放して、防煙・排煙効率を高めることとされている。</p> <p>この目的を踏まえた上で、排煙口（直接外気に接するもの）を日常の換気などを目的として開放することは支障ないと解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p>